

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方林太郎 君

問1 (対政府参考人). 青色事業の専従者や、短時間・短期間のような一時的な雇用者はそれぞれ「従業員」(法律案第2条第1項)に該当するか。また、「従業員を使用しないもの」に関連して、「使用しない」とは、当該特定受託事業に限って使用しない場合を指すのか、あるいは、当該特定受託事業に限らず全体として使用しない場合を指すのか。

1. 本法案の「従業員」の解釈にあたっては、雇用保険対象者の範囲を参考(注)に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を雇用した場合には、本法案の「従業員」とすることを想定している。

(注) 雇用保険対象者の範囲を参考にしたのは、適用対象についての基準が国内で広く定着しており、これらの基準を活用することで、法の適用対象となる発注事業者や受注事業者たる個人にとってわかりやすくするため。

雇用保険制度は、労働者が失業した場合の生活の安定を図るための失業保険制度からはじまった制度であり、対象者として、「自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者」を念頭に置いている。そのため、季節労働者や学生等の一部の者を対象から除外するなどしている。

一方、本法案では「従業員」を「組織」か「個人」かを画する基準としているため、季節労働者や学生などを除外する必要はなく、これらの点で雇用保険対象者と範囲が異なる。

2. したがって、業務委託の受注事業者が、例えば、週労働20時間未満の者のみを雇用していたり、30日以下の雇用しか見込まれていない者のみを雇用していたりしても、「特定受託事業者」として本法案の保護対象となる。



3. 他方、同居の親族が働いている場合には、青色事業専従者の場合も含め、基本的には「従業員を使用」しているとはいえない整理する方向で考えている。
4. また、「従業員を使用」とは、「組織」としての実態があるかどうかを判断する基準となるものであって、そのような実態は、個別の業務委託ごとではなく事業全体を通して備わるものであることから、特定受託事業者が行う個別の業務委託単位ではなく、特定受託事業者の事業を全体としてみたときに、従業員を使用しているか否かを判断することとしている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問2 (対政府参考人)。「通常相場に比べ著しく低い」

(本法律案第5条第1項第4号)について解釈を問う。例えば、通常相場とは地域の最低賃金を指すと業務委託事業者が主張してきた場合、「通常相場＝最低賃金」と判断することはあり得るか。

1. 法案第5条第1項第4号では、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」が禁止されている。
2. 「通常支払われる対価」とは、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付について、その特定受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価をいう。
3. ただし、一般に支払われる対価の把握が困難な場合には、「通常支払われる対価」は、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格となる。
4. そのため、特定業務委託事業者が主張していることをもって最低賃金の額が、「通常支払われる対価」となるわけではなく、その取引における同種又は類似の給付の状況等を個別に調査した上で「通常支払われる対価」の水準を判断することとなると考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

### 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問3 (対政府参考人)。「責めに帰すべき事由」(本法律案第5条第1項)について解釈を問う。例えば、当事者間で、クオリティの低い成果物は受け取らない、報酬を支払わないという契約や口約束を交わしていた場合、受託事業者側には責めに帰すべき事由があると言えるのか。

1. 第5条における「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」については、本法案の趣旨が、交渉力等の格差が生じやすい特定受託事業者と発注事業者との間の取引適正化を図るものであることに鑑みれば、限定的に解釈すべきと考えている。
2. 本法案第5条第1項第1号では、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むことが禁止されている。ここでいう特定受託事業者の「責めに帰すべき事由」については、
  - ① 特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合
  - ② 特定の期日までに給付することが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合に限り、「責めに帰すべき事由」に該当し得ると考えている。



3. ただし、特定受託事業者の給付内容が業務委託時に定められた内容と異なることについて、
- ・ 発注時に委託内容が十分に明示されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたため、特定受託事業者の給付の内容と委託内容が異なることが明らかでない場合
  - ・ 発注後に検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なるとして、従来の検査基準で合格とされていたものを不合格とする場合
- などは、「責めに帰すべき事由」があるとはいえないと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問4(対政府参考人). 募集条件の的確表示と発注時の条件明示の間で、特定受託事業者に不利な条件に変わる場合も想定されるため、契約時の条件明示を義務づけるべきではないか。

1. 本法案では、特定業務委託事業者が、広告等により、不特定多数の特定受託事業者に対して、募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこと等としている。
2. 契約時の条件明示を義務づけることについては、
  - ・ 本法案において、発注時の条件明示を義務付けていることから、
    - ① 特定業務委託事業者の負担となったり、当事者間の柔軟な取引・交渉を阻害するおそれがあること、
    - ② 交付する書面等に記載すべき条件を、契約締結前の段階で当事者間で確認し、トラブルの防止を図る行動につながることも一定程度期待できること
  - ・ 昨年9月に行ったパブリックコメントにおいて、「中小・小規模の事業者が現実的に対応可能な内容とすべき」といった意見が提出されたことも踏まえ、本法案には盛り込まなかつたものである。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー  
rans取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問5 (対政府参考人). 割引困難な手形の交付の禁止

(下請法第4条第2項第2号) を本法律案から落としているが、手形が利用されることが少ないと実態があることは理解するが、一人親方との取引では古い慣行が残っていることもあるのではないか。また、有償支給原材料等の対価の早期決済 (同法第4条第2項第1号) についても、取引内容のほとんどが役務提供であることは確かだが、業務の内容が多種多様なフリーランス業界では、役務提供以外の取引もあり得るのではないか。

【注】

1. 下請代金法に規定している規制のうち、「割引困難手形の交付の禁止」及び「有償支給材の早期決済の禁止」については、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査において、いずれも問題となつた実例が僅少であることを理由に本法案に規定していない。
2. たしかに該当する事例が全くないというわけではないものの (注)、新たに規制を設けるものである以上、相応の立法事実が必要であると考えており、そのような観点から「有償支給材の早期決済」の禁止及び「割引困難手形」の禁止について定めないこととしたものである。



3 なお、本法案の施行後、仮にこれら2つの行為に係る問題が顕著になれば、法律の見直しを行い新たに規定することもあり得ると考えているところ、今後も実態の把握は適切に行ってまいりたい。

(注) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査  
(令和3年)

○有償支給材の早期決済に係るトラブルを経験した者は、  
1663名のうち53名 (3.2%)

○割引困難手形に係るアンケート調査

回答者4243名のうち、支払方法の98%は口座振込・現金で  
あり、手形は0.4%のみ。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 本法案と下請代金法の規律の比較

		項目	本法案	下請法
契約内容 の明示	発注書面の交付	○	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※ 1)	○	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○	○
	遅延利息	— (※ 1)	○	○
その他 禁止行為	受領拒否	○	○	○
	減額	○	○	○
	返品	○	○	○
	買いたき	○	○	○
	購入利用強制	○	○	○
	報復措置	○	○	○
	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○	○
	利益提供要請	○	○	○
	不当なやり直し	○	○	○
就業環境 の整備 (※ 2)	募集情報の的確な表示	○	—	—
	育児・介護等との両立への配慮	○	—	—
	ハラスメント行為に関する体制整備	○	—	—
	中途解除等の予告	○	—	—

(※ 1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。  
(※ 2) 特定受託事業者が、事業者であると同時に、一人の個人として業務を行うという側面から生じるトラブル等に対応する措置。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問6（対大臣）. フリーランス法案の施行に向けて、違反事例への全国的な相談窓口を拡充させるべきではないか。

※ [REDACTED]

1. フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口であるフリーランス・トラブル110番で、これまでに1万件を超える相談に丁寧に対応してきた（注1）。

（注1）運営を開始した令和2年11月から令和4年12月までに寄せられた相談件数。

2. フリーランス・トラブル110番では、フリーランスの方の働く地域にかかわらず相談に対応できるよう、電話やメールでも相談を受け付けているほか、オンラインを活用した和解あっせんを行ってきてているところ（注2）。

（注2）直近1ヶ月では、電話・メールによる相談が597件、対面・webによる相談が3件となっている。和解あっせんについても、令和4年8月から10月までの3ヶ月弱をみると、27件中23件がオンラインによる対応となっている。

3. また、令和5年度予算（注3）では、相談件数の増加を踏まえ、相談対応弁護士の増員や弁護士の事務サポートを行う事務職員の増員等、相談体制の拡充を行っている。

（注3）予算額（厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁計）：1.4億円（令和4年度：1.0億円）



4. 本法案が成立した場合、本法案の施行体制の中での相談対応の中核はフリーランス・トラブル 110 番になると考えており、違反行為を受けた特定受託事業者が行政機関の対応を希望する場合に、フリーランス・トラブル 110 番での相談から、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の窓口への申告に円滑につなげられるよう、運用を検討していきたい（注 4）。

（注 4）フリーランス・トラブル 110 番において、相談内容を整理し、関係省庁の申告窓口に適切に案内することを検討。

5. また、本法案の施行後、違反事例に関する相談にも十分対応できるよう、

- ・ フリーランス・トラブル 110 番の相談体制の整備を図る（注 5）とともに、
- ・ 様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、働く地域にかかわらず、特定受託事業者が相談窓口を利用できるよう取り組んでまいりたい。

（注 5）法施行後の相談件数の増加に対応できるよう、相談対応弁護士や弁護士のサポートを行う事務職員の増員等を検討。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

ラリーラシス(株)は、厚生労働省、公正取引委員会、

令和5年度当初予算額 143百万円 (104百万円) ※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働く環境を整備するため、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
  - 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働く環境整備を図る。

2 事業概要・スキーム

## 【事業の概要】

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応  
弁護士による発注者等に対する助言の実施  
弁護士による相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解をを目指す手続  
きである和解あっせんの実施  
「フリーランスが安心して働ける環境を整備するための

## 【事業の拡充】

- 相談及び和解あつせんに応する弁護士、事務補助員増員  
弁護士による発注者等に対する助言の実施 [新規]



3 室施主体

卷之三

4 緒論

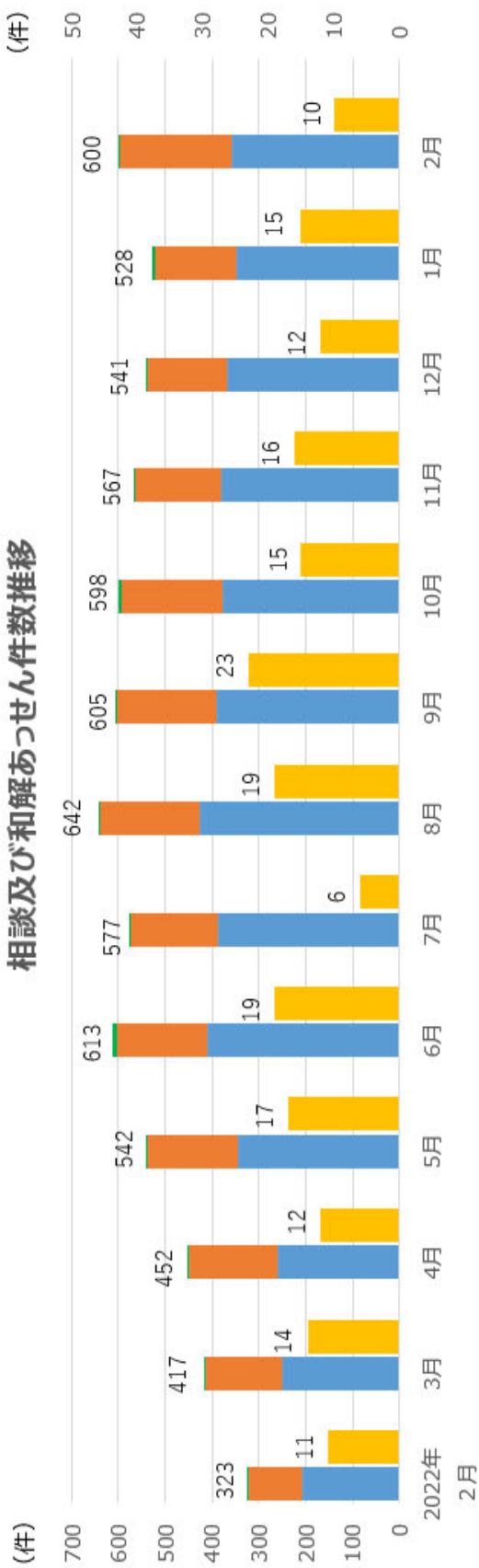
- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解あっせん受付件数：134件

## フリーランス・トラブル110番

### 相談及び和解あっせん件数

● 令和5年2月の相談件数は600件。（令和3年度は月350件程度。令和4年度より、弁護士1→2名に体制拡充）

(件)

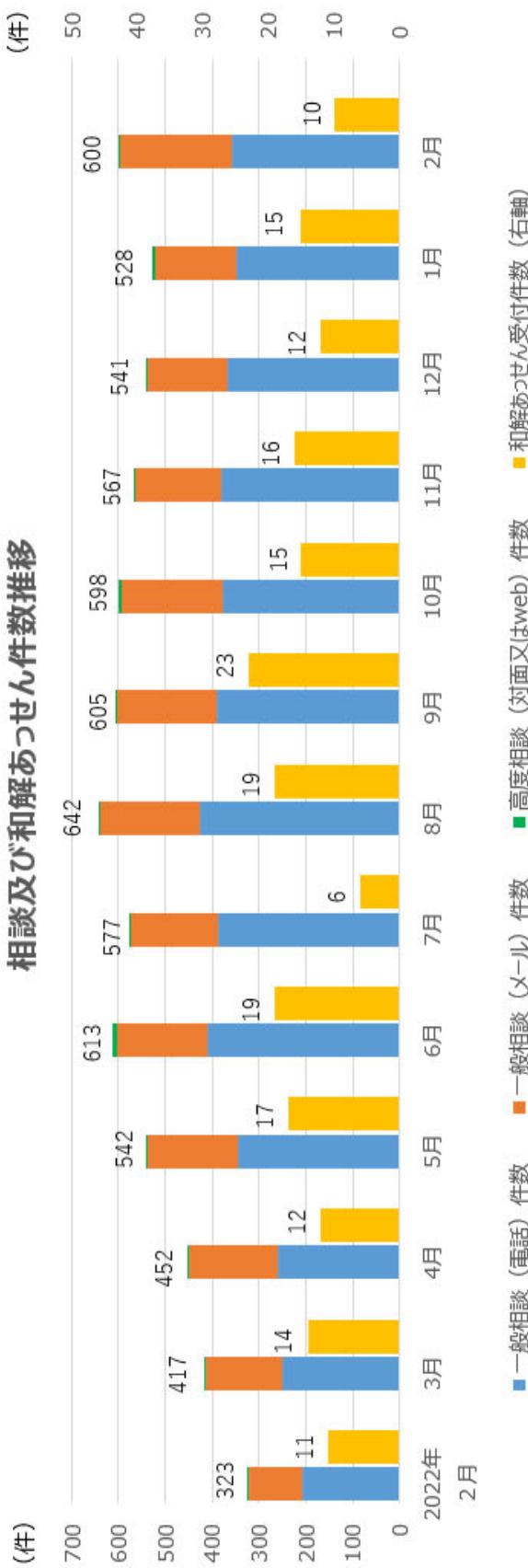


四四

### 相談及び和解あっせん件数推移

● 令和5年2月の相談件数は600件。（令和3年度は月350件程度。令和4年度より、弁護士1→2名に体制拡充）

(件)



(参考) 相談及び和解あっせん件数詳細 ※令和2年11月25日から事業開始。相談件数 /稼働日数 = ①・②計 / 単月の稼働日数

年月	①一般相談 (電話orメール) 及び②高度相談 (対面orWEB)				和解あっせん			相談件数 /稼働日数
	電話	メール	①計	②高度相談	①・②計	受付	実施	
令和2年度※	765	501	1,266	66	1,332	22	3	0
令和3年度	2,571	1,466	4,037	35	4,072	134	89	24
令和4年 12月	367	170	537	4	541	12	18	6
令和5年 1月	349	173	522	6	528	15	14	1
2月	359	238	597	3	600	10	13	5
令和4年度	4,051	2,167	6,218	47	6,265	164	149	31
計	7,387	4,134	11,521	148	11,669	320	241	55

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

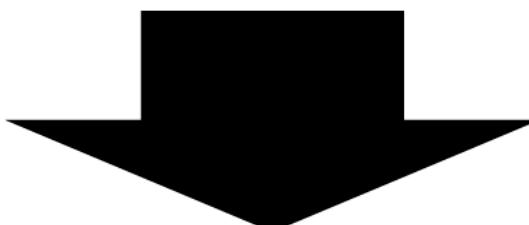
問7. 第12条の募集要件の的確表示などの規定と異なり、第14条のハラスメントに関する規定に対する違反があっても、立入検査や命令ができないのはなぜなのか。

1. ハラスメント対策のため、特定業務委託事業者が講じるべき措置の具体的な内容は、

- ① ハラスメント行為を行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知・啓発すること、
- ② ハラスメント行為を受けた者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備、
- ③ ハラスメント行為が発生した場合の事後の迅速かつ適切な対応を想定している。

2. これらの措置については、ハラスメント防止に向けた事業者の体制整備をお願いするものであり、企業の内部事項に関わるものであるとともに、実効ある対策を講じていく観点から、各特定業務委託事業者の事業や組織の実情に応じて取り組んでいただくことが適當である。

3. また、労働法において、雇用主が講じるべき従業員のハラスメント対策も、各雇用主の実情に応じた取組を進めつつ、履行が十分でないと考えられる場合には、報告徴収に基づき、助言・指導、勧告といった手法により、雇用主の自主的な取組を促す仕組みとしている。



4. 本法案においては、このようなハラスメント対策の考え方を踏まえるとともに、法規制間の取扱いのバランスもとることにより、労働法に基づくハラスメント対策も行っている特定業務委託事業者にとってわかりやすく、主体的に取組を進めることができるような仕組みとしたものである。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 各保護措置の履行確保について

### (参考) 各保護措置の履行確保について

保護措置	労働法		保護措置	新法	
	履行確保	調査権限		履行確保	調査権限
解雇予告 (労基法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>懲役又は罰金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨検、書類提出、尋問（罰金）</li> <li>報告徴収（罰金）</li> <li>出頭命令（罰金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途解除予告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告 →命令（罰金）</li> <li>公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査（罰金）</li> <li>報告徴収（罰金）</li> </ul>
雇止め予告 (労基法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇止め予告 違反のみの 場合は調査しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不更新予告</li> </ul>		
募集 (的確表示) (職安法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告→公表</li> <li>命令（罰金・懲役）→公表</li> <li>懲役又は罰金（虚偽広告）</li> </ul> <p>※罰則規定における虚偽広告は、的確表示規定における虚偽表示とは完全には一致しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収（罰金）</li> <li>立入検査（罰金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集情報の 的確な表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告 →命令（罰金）</li> <li>公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査（罰金）</li> <li>報告徴収（罰金）</li> </ul>
ハラスメント 対策 (均等法等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告→公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収（過料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハラスメント 対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告→公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収（過料）</li> </ul>
育児・介護 (労働者の配置 に関する配慮) (育介法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導→勧告→公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収（過料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護へ の配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

※ ( ) 内は、命令や立入検査・報告徴収に従わなかつた場合の措置

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 緒方 林太郎 君

問8. (対政府参考人)。「報酬」(本法律案第2条第7項)の定義について問う。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 本法案において、「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に、特定受託事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。
2. 特定業務委託事業者が、「報酬」とは別の形で一定の条件に基づき金銭等を支払う旨を定めている場合については、契約の規定だけでなく、報酬として定められている額や別の形で支払われる金銭等の趣旨等の実態も踏まえて判断することとなり、契約で報酬として定められた額と契約上の報酬とは別に支払われる金銭等とを合算して、本法案の「報酬」と判断されることもあり得る。
3. この場合、特定業務委託事業者は、本法案の「報酬」と判断して合算した金額を、支払期日までに支払う必要があり、支払期日までにその金額を支払わなかった場合は、第4条第5項違反となる。
4. このように、本法案の規制を潜脱するような事業者に対しては、取引の実態を踏まえて適切に対処してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]